

平成27年6月定例会 総務委員会（付託）

平成27年6月22日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時05分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、先の委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（資料①）

- 議案第21号 新未来「創造」とくしま行動計画の策定について

【報告事項】

なし

原経営戦略部長

6月県議会定例会に追加提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配布の平成27年6月徳島県議会定例会提出予定議案（追加）を御覧ください。

今回、閉会日に追加提出いたします案件は、新未来「創造」とくしま行動計画の策定に係る第21号議案1件でございます。

本県の新たな総合計画として、新未来「創造」とくしま行動計画を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものであります。

追加提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、今回の提出予定案件につきましては、明日、6月23日の総務委員会におきまして、政策創造部から詳細に御説明いたしますので、十分、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、報告事項はございません。よろしくようお願い申し上げます。

岸本委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

来代委員

公安委員会関係で東署問題が取り上げられまして、2時間にわたって東署問題ばかりで、一人は、当然これは東署の移転については県警本部長が答弁すべきものだ。本部長が答弁しないでいきなり知事が答弁するのはおかしいという声もあり、議会は誰も知らなかったのか、一部の者だけが知っていたのかという声もある。また、ちまたでは、鉄道高架事業があるので、例えば東工業跡に東警察署が移転する、あるいは聾学校の跡に東警察署が移転する、あるいは今問題になっている徳島市の文化センターを壊してそこに移転する。しかし、そこは10年間かかっても決定しないし、鉄道高架問題があるので、東署と徳島市の文化センターを早くのけないといけないという声があるから、早く移転しないといけないのか、様々な声の陰にもっと大きな力が動いたのかという声もあります。

だから、皆さん聞かれたかどうかわかりませんが、その経過について、これだけこの委員会で問題になったということは、やっぱりここらで真実を明らかにしておくべきだと私は考えるんです。一体これは裁判所側から言い出したのか、あるいは県庁の独自な努力によって裁判所跡地が東署にふさわしいということを決めたのか、それとも県警が内々に裁判所跡地と決めておきながら知事の発表にしたのか、あるいは知事は議会に顔を立てて自分が質問に答える格好にしたのか。これはやっぱり、いろんな心の中で渦巻いている以上、この際はっきりと、経過とどういういきさつで知事が発表してこうなったのか、なぜ裁判所跡になったのかをきちんと教えていただきたい。

#### 篠原管財課長

ただいま来代委員さんから、今回の徳島東警察署を裁判所跡地への移転先の決定、これにつきましての経緯はどうなっているのかという御質問を頂きました。

これにつきましては、今年の2月の17日でしたけれども、四国財務局徳島財務事務所長より私ども県知事宛てに未利用となる国有地取得等の要望についての照会を頂いたというところでございます。

一方、県警察の方では東警察署の将来の移転先、立地場所を検討する中で、裁判所跡地もその一つだと考えられておられたということで、この照会につきましては県警察にもお伝えをして検討をお願いしたところでございます。

この後、今年3月でございますけれども、3月に入りまして、四国財務局の財務事務所長に対しまして、東警察署の移転先の候補の一つではあるけれども、使用目的は示さずに、提起せずに、3月18日付であくまでも公共施設用地として活用したいと、そういった旨の回答をいたしたところでございます。

その後、5月の中旬ごろでございますが、県警察の方から私ども知事部局の方に対しまして、東警察署の立地場所につきましては裁判所跡地が最適地であるという意向が示されまして、県としてはこうしたことも受けまして、総合的に判断をして6月の下旬でございますけれども、裁判所跡地を移転先というふうに決定をさせていただいたところでございまして、これが去る16日の代表質問でございますけれども、以上が知事が発表したという経緯でございます。

来代委員

6月の上旬に決まっておったんだね、あの東署が裁判所の跡に行くということは。それだったら、記者会見好きの知事はもっと早く言ったでしょうし、県警察ももうちょっと早く発表できたと思うんですが、知事のあえて代表質問でということについては、何か意図があったんですか。それはたまたまの偶然ですか。

篠原管財課長

特に大きく作用したものがあってこうした流れとなったものではないというふうに承知はいたしております。

来代委員

敏腕の新聞記者がいて、よく抜かれなかったものだというのか、記者が努力しとらんのか、あなた方が言わなかったのか、あるいは議会の人に口が堅かったのか、ここらはわかりませんが、どちらにしても、これは国から言い出したんですよね。そして、県がそれに飛びついて県警もオーケーしたと。

徳島県は余りお金を持っていませんよね。当然金はない、しかし買わなきゃいけないのか、あるいは国がただで県にくれるわけではない。やっぱりその辺の裏には何か土地、例えばこれをあげるからこれを頂戴とか、財務省、裁判所側に、国の方に特異な事情があって県のどこかの土地が欲しいからそれをくださいというようなことで、内々的に話した経緯はありませんか。それとも、それはもう決まっているんですか。

篠原管財課長

今の委員の御質問、これから用地取得の方法という趣旨かと思われまますけれども、今後の用地取得をどういう形でもっていくかということにつきましては、財政上の負担の軽減ということも十分に考慮をする必要があると考えておりますので、もっとも国の意向がどうかというところがありますが、県有地、私どもの抱える県有地との交換というんですか、交換という形で今後具体的にはお話を進めていきたいと考えておるところでございます。

来代委員

県有地といったって、今考えられるものは東工業の跡地、聾学校の跡地、誰が考えても想像できますね。また、裁判所も官舎を探しておるといような声も聞こえてくる中で、これはただ私が聞いておるうわさだけです。本当は、例えば聾学校跡地とかで相談しておるとか、そういうことはないんですか。やっぱり県が決めておるんだったら、この際教えてほしいんですが、どこを頭に置いて今、国と交渉中ですか。

篠原管財課長

具体的に交換する県有地というのがどこかという御質問を頂きましたが、これから具体的に、国の当然意向も前提ということになりますけれども、市内において、中心部あたりにおいてということも踏まえて検討しております、例えば聾学校の跡地など、そうしたところをその候補の一つと申しますか、そういうふうに考えております。

#### 来代委員

だから、そういうことがこれからもいろいろあろうと思いますけれども、機会があれば教えてください。我々も県民に聞かれて、あなた方何も知らないんですかと言われるのはつらいところがありますし、また、私も元はマスコミでございますから、いろんな声があちこち、東京の方からも聞こえてくるんですけども、来代議員がうそを言ったと言われてもいけませんし、聞いたところでなかなか教えてくれませんので、これから先も機会あるごとに教えていただきたい。とにかく、今、県は資金がないんだから、確かに裁判所の跡地に金をかけんということは最高の方法だと私は思います。どうか、県民が損をしないように、一つきちんとした対応でこれからも大いに進めていただきたい、それを申し入れて終わります。

#### 西沢委員

教育委員会もそうなんですけれども、人事の在り方一般について、今世の中というのは男女共同参画社会で、男性と女性は平等ということが先に立って、子供の権利そのものがなおざりになっているのと違うかなと。子供そのものの目線から見た人事というのはやっているんですか。

#### 板東人事課長

子供そのものの目線というか、子供の目線がどういうふうなところのものなのかというのは、例えば、子供の目線ということで非常に物事を素直に捉えるような目線とか、平等な目線とか、そういったあたりなんでしょうか。

#### 西沢委員

先ほど言いました男女共同参画社会の中で、男性と女性は当然平等なんです。でも、子供の目線からいえば、お母さんが大事ですね。特に、小さい生まれたての子供は、やはりお母さんの方が大事なんです。当然ながら、お母さんから生まれ出たんですから、そういう、子供からいえば男女共同、同格といたら違うところもあるんです。それだけじゃないといえばそうなんですけれども、例えば、人事の中で、誰をどういうふうにかかすというときに、子供をいかに育てやすい状況に置くかという目線なんかも必要で、今現実どうか分からないですけど、以前、これは教育委員会のことですけど、子供が生まれました。おじいちゃん、おばあちゃんの近くに勤務したいんだというときに、いや全く配慮しませんという。今はどうか知りませんが、そういうことを言われたことがあります。そ

のときには、なかなか厳しいというか、難しい時代になってきたんだなというふうに思いました。やっぱり、もっと世の中は何というか、常識的にそういう子供を大事にすると言いながら、子供を大事にしていない世の中になってきているというふうなことを思ったんですよ。人事だって、例えば子供ができました。どちらが育てるという思いはあったとしても、例えばおじいちゃん、おばあちゃんの近くであれば、協力していただきながら十分に働きができるじゃないかとか、そうしたら子供は子供で、親が仕事でいなくても、おじいちゃん、おばあちゃんが見てくれたら、誰もいないところにいるよりも精神的にはいい状況の中で育っていくのと違うかなとか、そういう子供をどう捉えるかという目線も、どういうふうに人事の中に生かしているのかということなどを常に考えているわけです。これはどうなんですか、そこまで考えて人事はやっているんですか。

#### 板東人事課長

次世代育成とか、いろんな観点から、やはり子供を育てる、仕事をされている女性、それから男性職員も当然そうなんですけども、育児にかかわっていくということは非常に大事な視点でございまして、また、今委員からお話がありましたように、おじいさん、おばあさんの力も借りながら、要するに家族6人とか7人とか、これは子育てに両親もかかわりながらというような環境というのも非常に大事かなと思います。

現実、私も子育ての中で非常に両親にお世話になったというようなこともありますし、大事な視点だろうとは思っています。

ただ、一方で、やはり人事ということになりますと、能力とか、それからその人のキャリアとかいろんな中で、そこばかりにちょっととらわれてというふうな形ではできないところもありますが、それぞれ個人からの自己申告なんかでも家族の構成とかも聴取しまして、そういったものも念頭に置きながら、子育てにもできるだけ取り組みやすいような人事異動作業に努めているところでございます。

#### 西沢委員

生まれた子供が非常に育てやすいという環境をつくるということは、生みやすいという形にもなるわけですね。生んでなかなか育てられないのに、どうするんだという気持ちがあったら、なかなか前に進みませんよね。おじいちゃん、おばあちゃんに最低限でも見てもらえるんだというような状況であれば、まあ生んでみようかなという思いもあるんじゃないかなと。それだけではないと思いますけれども、でもやはりそういうことも、そういう目線でも、本当に世の中は仕事だけじゃなくて、家族のことも含めた心温かい人事というものを、そういうことも含めてやっていかないといけないのではないかな。そうすれば、世の中精神的にもぎくしゃくしている、いろんな事件が起こっている、そういうような方向じゃなくて、もっと家庭的に、精神的に、いい方向の社会ができていくのと違うかなと思います。是非とも、そういう目線も含めて人事も行ってほしいなと思います。

#### 達田委員

今年は戦後70年の節目の年ということで、市民レベルでもいろんな平和に関する取組というのが行われているわけですが、県として、これまで啓発でありますとか情報発信でありますとか、平和ということを掲げたものをどのように取り組んでこられたでしょうか。

#### 仁木総務課長

県としての平和啓発をどのような形で取り組んできたのかということでございます。

毎年、終戦記念日のある8月を中心といたしまして、各種の広報媒体などを活用いたしまして、平和に対する啓発の取組を実施しております。例えば、県の合同庁舎や県民局等の庁舎において懸垂幕や横断幕を設置する、それから平和を啓発するポスターを制作したり、また徳島駅前に広報の施設がございますけれども、そうしたところで看板を設置いたしましたり、また県が持っております広報媒体でございます新聞、ラジオ、ホームページなど、そうした広報媒体も活用いたしまして、平和に対する普及啓発の広報活動を行っております。

#### 達田委員

今回、各部局の主要事業という中に、県民との対話型広報、広聴事業ということで、その中で新たな広報番組による県政情報発信事業なども予算が組まれておりますよね。私は、子供たちとかかわる機会もありまして、子供と触れ合っているんですけども、今小学生とか中学生で、戦争の体験を聞いたことがないという子供さんが非常に多いわけなんです。一体どうやってこれを子供に伝えていったらいいのかということで思うわけですが、私の世代でしたら、親とか近所で戦争に行っていたという人から話を聞く、そういうことで育ってきましたが、だんだんとそういう環境がなくなってしまって、本当に平和の尊さ、戦争の時代の本当に大変さというのが子供にじかに伝えられる人がいない。やっぱり何か残していく必要があるんじゃないかといつも痛感しているんですけども、こういう予算でやっぱり70年という節目に、これまでより、より強力でやはり何か番組を作るなどして、子供たちにもよくわかるような平和啓発、平和情報発信をしていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

#### 仁木総務課長

戦後70年の節目を迎えた子供たちにもわかりやすい広報ということでございますけれども、先ほど御紹介をさせていただきましたが、様々な広報媒体を活用して例年行っておりますけれども、今年度につきましては、戦後70年の節目ということもございますので、そうしたことに触れまして、内容についても工夫してわかりやすく啓発活動を行いたいというふうに予定をしているところでございます。

## 戸川県政広報幹

広報担当からのお答えをさせていただきます。

より多くの県民の皆さんに県政に関する現状や各種の情報等を正しく、かつ分かりやすく伝えることが県の広報活動の使命であると認識しております。

このため、常に県民の目線に立ち、見てもらえ、読んでもらえるような広報活動が実施できるよう、県民と行政をつなぐパイプ役として努めているところでございます。

それで、私ども広報担当の役割でございますけれども、徳島県が取り組む各事業の広報や啓発の周知活動の仕方につきまして、まずその事業の担当課から、いつ、どのような媒体で広報、情報発信をしたいとの依頼を受け、そしてその内容を精査して、各種広報媒体にタイムリーで効果的な情報発信をしていくのが広報戦略担当の業務となっております。

今後とも、県民にわかりやすく、タイムリーで効果的な情報発信ができますよう、各事業担当課と相談しながら広報に努めてまいります。

## 達田委員

広報でより双方向に、より県民目線で、よりきめ細やかにということが掲げられておりますので、是非、県民の皆さんからいろんな情報、これが本当に消えてしまわないうちに資料なりお話なり頂いて、さらには当時のことを絵に描いてもらおうとか、いろんな方法があると思うんですけども、やっぱり今残しておかないと、もう将来みんな消え去っていつてしまう、記憶が薄れてしまって、しまいにはもうなくなってしまうというようなことになりかねませんので、県が力を入れて、こういうのを利用してお知らせができるようにしていただきたいし、先ほど申し上げましたが、特に子供たちがわかりやすく平和について考えることができるようなそういう資料、また広報をしていただきたいということを申し上げて終わります。

## 長尾委員

新年度予算の中に、県の広聴活動、広報の中に、今回の県の広聴番組に手話と字幕を導入する予算が組まれております。これは評価をしたいと思っております。

来年の6月に、徳島県で全国の聴覚障がい者の大会が開かれる。今年は群馬県で開催されて、3,200名の方が全国から集まった。来年徳島に全国からその規模の方が来られる。場所もアスティとくしまということで決まっているんですが、それを考慮いたしますと、今回県が広聴番組に手話と字幕を導入するということは大変評価できるわけではありますが、あわせて、私は先日世田谷区役所に行ってきたんですが、世田谷区は人口が87万、徳島県よりはるかに多い。その区役所の受付に常設の手話通訳者がおられて、ちょうど行ったときに聴覚に障がいのある区民が来られて、手話通訳士が手話で説明しているそういう場面を拝見したわけでありまして。

今、徳島県庁の中には手話通訳士の方が一人いらっしゃると思うんだけど、予算の問題もあって、いろんな工夫が必要かと思えます。中央病院は、月に2回手話通訳士を受付に

配置をして、聴覚障がいの方等の対応をしている。これも一步前進なわけではありますが、実は東京の手話の遠隔操作、遠隔手話窓口という会社でシュアールというのがあるんですが、そこが企業とか大きな病院とか、受付に、本当は手話通訳者を配置すれば一番いいんですけど、それはできない、いつ来るかわからないということがありますから、そこをどう対応するかというと、こういうタブレット、iPadみたいなものを受付に置いておくわけです。そういう方が来られると、この受付の女性がこの会社に電話するわけです。そうすると、そのiPadに手話通訳の女性が出てくる。そして、来た聴覚障がいの方にこのiPadで話していただく。そうすると、こちらのiPadの方は手話通訳しながら通訳してくれますから、わかるわけですね。これほどこのセクションに行ってもiPadを持っていけば、そこで全部できるというすばらしいものでございまして、日本では画期的な会社ができているんですけど、その経営者はまだ若い。大学時代に手話通訳のクラブに入って、1級の手話通訳士の資格を取って、アメリカにも行って、アメリカではそういう企業もできているわけではありますが、そういう中で日本で初めてそういう会社をつくって、行くと大きな会社じゃなくて、マンションの1室借りているみたいなそういうスペースの中にブースがあって、そこに女性の方が3人、4人ブースごとについて、パソコンとカメラの前でいろんな企業やいろんな病院やいろんなところからかかってきて、そこで手話通訳をするという、そういうものなんですけども、だから、会社とこの会社が契約をして、自治体が契約をして、いつどんなときでも対応できるという、そういう遠隔手話窓口というのを視察してきたんですが、私はなかなか人的配置というのは東京には1,300人手話通訳士がおられるようですが、徳島県内には10人ぐらいと聞いておりまして、とても短期間のうちにそういう手話通訳士を養成できるわけではない。したがって、それは県立病院であれば、海部病院もあれば三好病院もあり中央病院もある。鳴門もある。また、こういう県庁をはじめ、人が出入りするところの窓口というのはそういうものがあれば大変便利だなということ、今度、私もこの会社を視察して、今後そうした情報伝達手段というんでしょうか、そういうものが今後大いに広がっていくんだろうなという予感を持ったところ、ございまして、是非、本県で来年開催される聴覚障がい者の全国大会に向けて、そういう受付でiPad等で、タブレット端末で遠隔手話通訳ができるという必要性のあるところ、そういったことを今回当初予算として手話字幕の予算が組まれたわけですから、更に加えて、今後そうした検討も重ねてしていただいて、来年の予算まで、もっと早い方がいいんですけど、一回年度内にそういう検討をし、来年度予算に是非反映させられるような取組を私は要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 林県民広聴担当室長

県庁舎における受付の窓口での遠隔手話とか手話通訳者の方についての御質問かと思えますけれども、県庁舎における県民の窓口である受付案内につきましては、現在受付案内員2名で来庁者に対して受付案内員の方から積極的にお声がけするなど、丁寧な対応に努めております。現在聴覚障がいの方を御案内する際には、円滑な意思疎通が不可欠であり、



そのためのコミュニケーション手段の確保は極めて重要であることから、従来より聴覚障がい者のシンボルマークである耳マークを掲示するとともに、携帯筆談機を設置して筆談できる体制を整えておるところです。

また、聴覚障がい者が来庁された場合の手話対応につきましては、御存じのとおり同じフロアであります障がい福祉課に手話通訳者が常時勤務しているということでもありますので、すぐに駆けつけていただけるよう連携し、対応を図っていきたいと思っております。

また、委員御提案の遠隔手話につきましては、遠隔で待機する手話通訳者がタブレット等の端末を通しまして遠隔で手話通訳をするということで、必要なときに短時間でも手話通訳を利用することができる聴覚障がい者とのコミュニケーション手段といたしましては有効な新しい手段であると認識しておりまして、貴重な御提案であると考えております。ただ、受付案内につきましては、県の行政の窓口の一つということでありまして、全庁的にどうするかという問題もあると思っておりますので、導入に当たっては障がい福祉課や関係部局との調整の必要があると考えているところです。

#### 長尾委員

誠にそのとおりだと思います。今の御答弁は、監察局で県庁の受付ということですから、当然、病院でありますと病院局であるとか、あといろんな各部局によって違いますから、ここだけでどうこうというのはできないのはそのとおりでありますから、ただ、一応この総務委員会で言えるのはここですから、まずはそこが御理解いただいて、今後全県的に、全庁的にというか、検討してもらいたい。このように、私も今後いろんな場面でも要望していきたく思いますけれども、象徴的な県庁の窓口というようなところのセッションということで質問をさせてもらいましたので、是非、そこからほかの課にも、一度その有効性というか、そういったことを検証していただいて、その上で、来年4月からは全ての障がい者の方の情報アクセスコミュニケーション保障ということが柱となる条例が全国でもすぐれた条例ということで知事も言っていますけれども、それが4月から施行されるし、6月には徳島で全国の聴覚障がい者の大会が開かれるということにおいて、県内がそれなりに様々な分野で県庁の進んでおるということを県内の聴覚障がい者の方々も胸を張って県外から来られる方に対して言えるような、訴えられるような、そういう取組を重ねて要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました 経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第11号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配布の請願一覧表を御覧ください。

請願第2号「安全保障関連法案の慎重審議について」及び請願第3号「戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案，平和安全法制整備法案）の廃案について」の2件が提出されております。

この2件の請願は、いずれも国へ意見書の提出を求めるものでありますので、理事者に国等の動向について、説明を求めます。

原経営戦略部長

請願第2号「安全保障関連法案の慎重審議について」及び請願第3号「戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案，平和安全法制整備法案）の廃案について」に關しまして、一括し、現在の国の動向を説明させていただきます。

安全保障関連法案は、自衛隊法，武力攻撃事態法，周辺事態安全確保法，国際平和協力法など，10の現行法の改正案を一括した平和安全法制整備法案及び，他国軍の後方支援のための自衛隊派遣を可能にする新法，国際平和支援法案の2法案から成っております。

東アジアや中東などにおける近年の国際情勢の変化によりまして，我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中，国民の命と平和な暮らしを守り，日本と世界の平和と安全を確かなものとするために必要であると，政府において判断をし，閣議決定を経て，現在開会中の通常国会に提出され，審議がなされているところであります。

以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

岸本委員長

国等の動向については、ただいまのとおりであります。

これらについては、いかがいたしましょうか。

藤田委員

安全保障関連2法案については、現在、国会において慎重審議がなされているところであり、我々としては現段階ではその推移を見守りたい。

したがいまして、請願第2号の「慎重審議を求める意見書を国に提出願いたい」につきましては継続、請願第3号の「廃案を求める意見書を国に提出願いたい」につきましては不採択でお願いいたします。

達田委員

国会の審議の中でも、この法案の危険性というものがはっきりしてきまして、県民の間でも非常に不安が高まっております。慎重審議についてもするべきでありますし、何よりも廃案を求める意見書も提出するべきだと思いますので、両方とも採択を行うべきと考えます。

岸本委員長

それでは、請願第2号「安全保障関連法案の慎重審議について」につきましては、継続審査及び採択とすべきとの御意見がありますので、まず継続審査について、お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号「戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案について」につきましても、採択及び不採択と御意見が分かれておりますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

**【請願の審査結果】**

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第2号

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第3号

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終了し、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時45分）